

河合町事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

河合町長 岡井 康德

河合町規則第3号

河合町事務分掌規則を改正する規則

河合町事務分掌規則（平成7年6月河合町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

企画部	政策調整課	
	安心安全推進課	
総務部	総務課	総務管財係、人事係、情報管理係
	財政課	
	税務課	課税係、収税係
福祉部	住民福祉課	住民係、国保年金係
	社会福祉課	
	高齢福祉課	高齢福祉係、社会福祉協議会係
	保健スポーツ課	保健センター係、スポーツ振興係
	認定こども園準備室	
住民生活部	住民生活課	
	環境衛生課	生活環境係、清掃工場係
まちづくり推進部	まちづくり推進課	都市計画係、都市整備係
	地域活性課	
	上下水道課	業務会計係、工務係

第9条中「課長」の次に「、室長」を加える。

第12条第22号及び第23号を次のように改め、同条第24号から第31号を削る。

(22) 部内の連絡調整に関すること。

(23) 部内の他の課に属さないこと。

同条の次に次の1条を加える。

(安心安全推進課の事務分掌)

第12条の2 安心安全推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 安心で安全な町づくり施策の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 安心で安全な町づくり推進本部に関する事。
- (3) 安心で安全な町づくり計画に関する事。
- (4) 防災に関する事。
- (5) 防犯に関する事。
- (6) 地域防災計画に関する事。
- (7) 国民保護計画に関する事。
- (8) 公共施設の耐震化の企画及び調整に関する事。
- (9) 木造住宅の耐震診断に関する事。
- (10) 防犯意識の高揚及び自主防犯活動の総合企画及び調整に関する事。
- (11) 防災意識の高揚及び自主防犯活動の総合企画及び調整に関する事。
- (12) 消防及び水防に関する事。
- (13) 交通安全対策に関する事。
- (14) 他の部・課に属さない町民の安心と安全に関する事。

第13条総務管財係の項第20号を次のように改める。

- (20) ふるさと納税に関する事。

第13条総務管財係の項の次に次の項を加える。

人事係

- (1) 職員の人事、給与及び勤務条件に関する事。
- (2) 職員の福利及び厚生に関する事。
- (3) 職員の研修及び教養に関する事。
- (4) 市町村職員共済組合に関する事。
- (5) 職員の退職手当に関する事。
- (6) 職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 特別職報酬等審議会に関する事。
- (8) 公平委員会に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。

(10) 行政組織及び職務権限に関すること。

第14条の2を削る。

第16条及び第17条を次のように改める。

(社会福祉課の事務分掌)

第16条 社会福祉課の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉及び社会保障に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 民生児童委員の及び主任児童委員に関すること。
- (4) 心身障害福祉に関すること。
- (5) 引揚者及び遺族援護法に関すること。
- (6) 戦傷者援護に関すること。
- (7) 軍人恩給に関すること。
- (8) 遺族年金及び弔慰金に関すること。
- (9) 特別弔慰金及び給付に関すること。
- (10) 保護観察に関すること。
- (11) 行旅病人及び死亡人に関すること。
- (12) 児童福祉に関すること。
- (13) 学童保育に関すること。
- (14) 母子福祉に関すること。
- (15) 子育て対策に関すること。
- (16) 保育所の運営に関すること。
- (17) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (18) 幼保一元化に関すること
- (19) その他社会福祉、障害福祉及び児童福祉に関すること。
- (20) 部内の連絡調整に関すること。
- (21) 部内の他の課に属さないこと

(高齢福祉課の事務分掌)

第17条 高齢福祉課の事務分掌は次のとおりとする。

高齢福祉係

- (1) 介護保険被保険者の資格管理に関すること。

- (2) 介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること。
- (3) 介護保険給付に関すること。
- (4) 介護保険料の賦課に関すること。
- (5) 保健福祉事業に関すること。
- (6) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (7) 高齢福祉に関すること。
- (8) 老人憩いの家の管理運営に関すること。
- (9) 保健福祉のワンストップ計画に関すること。
- (10) その他介護保険及び高齢福祉に関すること。
- (11) 地域包括支援センターに関すること。
- (12) シルバー人材センターの事務に関すること。
- (13) 課内の他の係に属さないこと。

社会福祉協議会係

- (1) 総合福祉会館の管理運営に関すること。
- (2) 老人クラブに関すること。
- (3) 福祉団体との連絡、調整及び運営に関すること。
- (4) 社会福祉協議会の事務に関すること。

第17条の2の次に次の1条を加える。

(認定こども園準備室)

第17条の3 認定こども園準備室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園の建設に関すること。
- (2) 認定こども園の設立等に関すること。

第19条生活環境係の項第11号を次のように改める。

- (11) 山辺・県北西部広域環境衛生組合に関すること。

第20条都市計画係の項第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 課内の他の係に属さないこと。

第20条都市計画係の項の次に次の1項を加える。

都市整備係

- (1) 道路橋梁及び河川その他土木建設に関すること。
- (2) 道路、橋梁、河川の管理に関すること。

- (3) 町の公共、公益施設の建設工事及び関係課との連絡調整に関すること。
- (4) その他農業土木、治山事業の建設工事及び関係課との連絡調整に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 道路占用及び掘削願に関すること。
- (7) 町道の認定に関すること。
- (8) 土地改良事業に関すること。
- (9) 水防施設の管理に関すること。
- (10) 境界明示に関すること。

第20条の2を削る。

別表(第3条、第25条関係)保育所の項及び障害福祉センターの項主管課の欄中「福祉政策課」を「社会福祉課」に改め、老人福祉センターの項主管課の欄中「福祉政策課」を「高齢福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。